

令和6年7月22日

盛岡 広域振興局長

提出者
住所 〒020-0124 盛岡市厨川一丁目17番18号
氏名 岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 松本 順
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

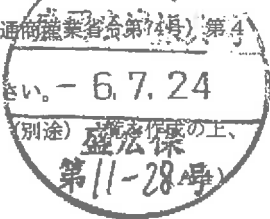
主たる工場又は事業場の名称	岩手県北自動車株式会社	*整理番号			
主たる工場又は事業場の所在地		*受理年月日	年 月 日		
エネルギー使用量	2,067 kl	*施設番号			
自動車の使用台数	225 台				
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。				
二酸化炭素の排出の抑制のための措置					
その他の地球温暖化の対策に関する事項					
変更年月日及び理由	年 月 日				
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない				

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第14号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。 - 6.7.24
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）提出の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(令和5) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO2)		
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量						
		数量 A	単位 B	熱量(GJ) C	数量 D	単位 E	熱量(GJ) F				
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL					
	揮発油(ガソリン)		kL			kL					
	ナフサ		kL			kL					
	ジェット燃料		kL			kL					
	灯油		kL			kL					
	軽油	2,067.00	kL	78,546		kL		78,546	5,414		
	A重油		kL			kL					
	B・C重油		kL			kL					
	石油アスファルト		t			t					
	石油コークス		t			t					
	石油ガス										
	液化石油ガス(LPG)		t			t					
	石油系炭化水素ガス		千m³			千m³					
	液化天然ガス(LNG)		t			t					
	その他可燃性天然ガス		千m³			千m³					
	石炭	輸入原料炭		t			t				
		原料炭		コークス用原料炭		t		t			
			吹込用原料炭		t		t				
		一般炭		輸入一般炭		t		t			
			国産一般炭		t		t				
	輸入無煙炭		t			t					
石炭コークス		t			t						
コールコール		t			t						
コークス炉ガス		千m³			千m³						
高炉ガス		千m³			千m³						
発電用高炉ガス		千m³			千m³						
転炉ガス		千m³			千m³						
都市ガス		千m³			千m³						
その他の燃料	()										
	()										
非化石燃料	黒液		t			t					
	木材		t			t					
	木質原料		t			t					
	バイオエタノール		kL			kL					
	バイオディーゼル		kL			kL					
	バイオガス		千m³			千m³					
	その他バイオマス		t			t					
	RDF		t			GJ/t					
	RPF		t			GJ/t					
	廃タイヤ		t			GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t					
	廃油		kL			GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m³			千m³					
	混合原料		t			t					
	水素		t			t					
	アンモニア		t			t					
	その他燃料	()									
小 計 ①								78,546	5,414		
熱	産業用蒸気		GJ			GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ					
	温水		GJ			GJ					
	冷水		GJ			GJ					
	地熱		GJ			GJ					
	温泉熱		GJ			GJ					
	太陽熱		GJ			GJ					
	温水熱		GJ			GJ					
	小 計 ②										
	電気事業者①		千kWh			千kWh					
電気	電気事業者②(兼営契約している場合使用)		千kWh			千kWh					
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh					
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh				
		水力		千kWh			千kWh				
		風力		千kWh			千kWh				
		その他		千kWh			千kWh				
	小 計 ③										
合 計 ④=①+②+③								78,546	5,414		

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0208

原油換算エネルギー使用量	2,026	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	5,414	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふつ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふつ化硫黄の排出量			t-CO ₂
合 計		5,414	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

2028年度までに2023年度比で3%削減する。

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気

事務所内においては、営業時間外の消灯チェックなど照明のこまめな消灯を行うことにより、電気使用量を5%削減する。

②灯油

室温の温度が20℃になるよう暖房機器を設定することにより、灯油の使用量を5%削減する。社員に対してはウォームビズを徹底させる。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

再エネ由来電力の調達を2025年度迄に検討する。

○自動車利用抑制

・通勤距離が短い社員に対しては、通勤時に自転車若しくは公共交通機関の利用を促す。

○輸送の合理化

・バス運行ダイヤ策定に際しては、回送を可能な限り回避するダイヤ策定に努める。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

・バス運転士を対象として省燃費講習会を実施する(4月・6月・11月・3月)。

(3) 計画の達成度の把握方法

・結果の基づき、さらに改善点の洗い出しを行い、改善を図っていく。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・紙ごみ、ペットボトル、空き缶等は分別回収を徹底する。

・紙使用量削減:2025年度中に、コピー用紙は、古紙100%の再生紙とし、複数ページの場合は全て両面コピーとする。

別紙 その3（自動車用）
1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（令和5年度）

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数（B）	排出量
ガソリン	（ ）	ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	kg-CO ₂
軽油	225 （ ）	2,067,419 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	5,415,535 kg-CO ₂
LPG	（ ）	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	（ ）		kg-CO ₂ /（ ）	kg-CO ₂
合計	225 （ 0 ）			5,415,535 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の（ ）には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。
2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】
2023年度を基準として、2028年度迄に燃費を5%向上させ、二酸化炭素の排出量を3%削減する。

【具体的な取組】
○エコドライブ
アイドリングストップを実践するとともに、急発進、急加速をやめる等のエコドライブを推進する。

○輸送の合理化
ダイヤ策定時においては、回送を出来る限り無くするよう効率的なダイヤ作成を行う。

○電動車
2024年度、EVバス3両導入し、以降も順次導入する。

○自動車利用抑制
事業所まで近距離の社員に対しては、通勤時に自転車又は公共交通機関の利用を促す。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

・バス大型車両を中・小型車両への代替推進。

・エアークリーナー、オイルエレメント、噴射ポンプ等の確実な点検整備の実施。